

学校法人 神戸女学院

理事長 松澤員子殿

「授業超過担当手当支給規程の一部改正について(御通知)」に対する意見書

2010年3月31日

神戸女学院大学教職員組合

委員長・石川康宏

2010年2月22日付文書「授業超過担当手当支給規程の一部改正について(御通知)」を受け取りました。内容は、2010年4月1日より「大学院担当分の手当額が学部担当分の1.5倍となっているのを、(段階的に)・・・学部担当分の手当額に引き下げる」というものでした。

「授業超過担当手当」は本学の「給与規則」にも定められた「給与」ですが、財政状況が悪化している事実がないことを常務委員会も認めているにもかかわらず、本給、賞与のカット案につづき、このような給与カット策が矢継ぎ早に打ち出されてきたことに、私たちは強い憤りを覚えています。今回の「通知」内容については、実施の中止を強く求めます。

その理由の第一は、現在の学院の財政状況に照らして、給与のカットが必要であることについての合理的な説明が、どこにもなされていないということです。

労働基準法は「賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」だと明記しています(第11条)。そこには、「対償」となる労働の軽減なしに給与を引き下げるのには、それ相応の理由が必要であるとの趣旨が含まれています。

給与は本学につとめるすべての教職員の生活を支えるものです。それを削減することの重大性に鑑みれば、いま給与をカットせねばならない理由について合理的で説得力のある説明が必要なことは当然のことです。そのような説明さえないままに示された今回のカット案に、「理解」や「協力」を示すことは到底できません。

大学院の超過担当数には教員ごとの個人差がありませんが、聞き取りの限りでは3コマ以上の超過担当を過去に経験している教員がいます。現在の超過担当手当(1コマ42000円)で計算すれば、3コマ分の給与は月額136000円となりますが、これを今回の「通知」に従って引き下げると、2011年4月以降で月額84000円となり、給与ダウンは月額42000円に達します。

年額にすればおよそ50万円の減給となるわけですが、そのような大幅な生活水準の引き下げを求めることの合理的な根拠はどこにあるのでしょうか。それが不可避であることの財政状況にもとづく道理ある説明さえ行われないうままに、このような給与カット案が示されるというのは健全な経営体の行うべきことではないと考えます。

理由の第二は、「通知」文書およびその内容の口頭での説明が、今回の給与カットによって捻出される年額およそ1200万円を、①現代GP事業の継続費用や、②学生・院生の奨学金にあてるとされることにかかわります。

当組合は学生・院生の奨学金の充実に、反対の立場をとるものではありません。問題は、その財源を教員の給与カットに求める点にあります。なぜ財源をそこに求めねばならないのでしょうか。そのことの合理的な説明は、どこにもなされていません。

また現代GPの事業継続必要の充填についてですが、これもきわめて大きな問題をはらんでいます。より良い教育と経営をめざす立場から、教職員は文部科学省による現代GP選定を獲得するべく、多くの努力を払い、そのための仕事量の増加を受け入れてきました。しかし、今回の「通知」は、そのような努力が教員の給与カットの理由とされてしまっています。現場の努力や労働に報い、激励するのではなく、反対にそれを切り縮めるという方向であるわけです。このような提案は、一体、どのような道理に導かれたのでしょうか。

このようなことがまかり通れば、今後は、一定の経費を必要とする教育改善努力に対して、少なくとも教職員に自然な「自制」の衝動がはたらくことになるでしょう。それは教育面でも経営面でも、本学の今後の発展に、大きな障害を生みだすものです。

現代GP事業の継続であれ、学生・院生への奨学金の充実であれ、なぜそれを教員の給与カット以外の方法によって実施することができないのでしょうか。

ご参考までに、組合員から次のような声が出されていることを紹介しておきます。

1) 文部科学省の評価においても、大学院教育に力を入れていることが評価されて、大学院GPが複数選択されてきた。それにもかかわらず学院から大学院手当での削減を打ち出されるのは納得できない。大学院教育を質量ともに充実させる意志があるなら、正当な根拠もビジョンもなく、スタッフや院生の教育・研究条件を落とすべきでない。大学院生を増やしたいならば、むしろスタッフの手当を厚くして大学院教育へのモチベーションを高めることこそ重要である。

2) GPの予算期間が切れるということが理由の1つになって、大学院担当者の手当が減らされるというのは納得できない。大学院の担当コマ数には教員で格差があるが、多く担当している者ほど多くの減給になってしまう。それで大学院教育の活力が維持できるのか。

3) 教員の給与に手をつけるのは、教育の質の保証という点に鑑みても、本来、最終手段であるべきだ。資金捻出のために、減給以外にできることは他にもあるはず。その検討も十分なされぬまま、一方的に、議論の余地もなく、このような重大な決定が短期間で畳

みかけるようになされるというのは、本学が守ってきた民主的な精神と、全く相容れぬやり方だと思う。建学精神そのものの危機と感じ、重大に受け止めている。

以上のような理由にもとづき、今回の「通知」の実施に対して、当組合は断固たる反対の意志を表明いたします。再考を強く求めるものです。

以上